

# ○大府市一時的保育事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例（昭和46年大府市条例第14号）第6条の規定による一時的保育事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「児童」とは、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている児童のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により保育しなければならない児童ではない1歳（次条第2号に規定する緊急保育サービス事業を利用する場合又は多胎児の場合には、生後6月）から小学校就学前までの者をいう。

(事業等)

第3条 一時的保育事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる児童を対象とする。ただし、幼児教育・保育施設に在籍する児童を除く。

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日を限度として断続的に家庭保育が困難となる児童

(2) 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童

(3) 私的保育サービス事業

私的な理由又はその他の事由により、一時的に保育が必要となる児童

(実施保育園等)

第4条 一時的保育事業を実施する保育園（以下「指定保育園」という。）の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

2 市長は、法第35条第4項の規定により設置された児童福祉施設に一時的保育事業を委託することができる。

(保育士の配置)

第5条 市長は、一時的保育事業に必要な保育士を指定保育園に配置するものとする。

(保育期間)

第6条 保育期間は、次のとおりとする。ただし、大府市多胎児家庭支援事業実施要綱第5条第1号アに規定する一時預かりを利用する場合には、これらの期間に2日以内の日数を加えた期間とする。

(1) 非定型的保育サービス事業

1月当たり14日以内とする。ただし、6月を限度とする。

(2) 緊急保育サービス事業

保育を要する期間とする。ただし、1月当たり14日以内とする。

(3) 私的保育サービス事業

1月当たり2日以内とする。

2 市長は、前項第1号の規定による期間が終了した場合において、なおその児童の保育が必要であると認めるときは、6月を限度として保育期間を更新することができる。

3 市長は、第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、保育期間の延長が真にやむを得ないものと認めるときは、必要最小限の範囲で保育期間を延長することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則(昭和48年大府市規則第28号。以下「規則」という。)第12条に規定する保育所の休日とする。

(保育時間)

第8条 保育時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、土曜日は、午前8時30分から午前11時30分までとする。

2 第3条第3号の私的保育サービス事業に限り、保育時間を午前8時30分から正午まで又は午後1時から午後4時までとすることができる。

3 市長は、保護者の労働時間その他家庭の状況を考慮して、保育時間を変更することができる。ただし、指定保育園の保育時間の範囲内とする。

(入園の手続等)

第9条 入園を希望する児童の保護者(以下「申請者」という。)は、児童の健康について記載された書類を添えて、一時的保育入園申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行ったうえで、入園の可否を決定し、当該申請者に通知する。

3 前項の規定による通知は、一時的保育入園・期間更新・延長決定通知書(第2号様式)又は一時的保育入園・期間更新・延長却下通知書(第3号様式)により行うものとする。

(即時入園の手続)

第10条 第3条第2号に規定する事業の申請者で、緊急性が極めて高い理由のため、前条第1項に規定する手続が困難なときは、口頭で入園を申し込むことができる。

2 市長は、前項の規定による口頭の申込みが真にやむを得ないものと認めるときは、必要な事項を聴取し、即時入園の決定を行うことができる。

3 申請者は、前項の規定により即時入園をした場合は、速やかに、前条に規定する手続をとるものとする。

(保育期間の更新及び延長の手続)

第11条 第6条第2項又は第3項に規定する保育期間の更新又は延長を希望する保護者は、一時的保育期間更新・延長申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行ったうえで、保育期間の更新又は延長の可否を決定し、当該保護者に通知する。

3 前項の規定による通知は、一時的保育入園・期間更新・延長決定通知書又は一時的保育入園・期間更新・延長却下通知書により行うものとする。

(入園の解除)

第12条 市長は、第3条各号に規定する入園事由が消滅したとき、又はやむを得ない事由により当該児童の入園を継続することが困難と認めるときは、一時的保育解除通知書により当該保護者に通知するものとする。

(一時的保育使用料の徴収)

第13条 市長は、入園した児童の保護者から児童1人につき、規則別表第2備考第11項に定める一時的保育使用料を徴収する。ただし、大府市多胎児家庭支援事業実施要綱第5条第1号アに規定する一時預かりを利用する場合は、この限りでない。

2 市長は、保育を行った日数に基づく一時的保育使用料を原則として月単位で決定し、一時的保育使用料決定通知書により当該保護者に通知する。

3 市長は、生活の困窮、災害その他特別の理由のある者に対しては、一時的保育使用料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月11日から施行する。

別表（第4条関係）

名 称	大府市立大府保育園
位 置	大府市若草町三丁目272番地
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）

名 称	大府市立柘山保育園
位 置	大府市江端町六丁目1番地の1
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）

名 称	大府市立追分保育園
位 置	大府市東新町六丁目242番地
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）

名 称	大府市立長草保育園
位 置	大府市長草町坪井23番地
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）

名 称	大府市立若宮保育園
位 置	大府市森岡町八丁目120番地
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）

名 称	大府市立荒池保育園
位 置	大府市共和町荒池26番地の4
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）

名 称	大府市立吉田保育園
位 置	大府市馬池町二丁目123番地
定 員	10人（第3条第2号に該当する児童を除く。）